



ひと、くらし、
みらいのために

労基署便り 2017 No.3

大河原労働基準監督署



◎ 平成29年労働災害発生状況（1月 速報値（29年1月31日現在））

	大河原署管内			宮城局管内		
	H28	H29	前年比	H28	H29	前年比
製造業計	1	4	3	11	18 (1)	7
食料品製造業				4	4 (1)	
機械金属製造業	1	2	1	6	5	-1
建設業計				21 (2)	15	-6
土木工事業				8 (2)	6	-2
建築工事業				11	8	-3
その他の建設				2	1	-1
運輸交通業計				17	16	-1
道路貨物運送業				12	10	-2
商業	2	3	1	25	19	-6
全産業	3	9	6	101 (2)	97 (2)	-4

※ 休業4日以上死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※ （ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

【監督署から一言】

平成29年に入ってから労働災害が急増しています。労働者とその家族の笑顔のため、また、質の高い事業運営のため、確実な安全衛生対策を講じましょう。

事故の型別では、積雪・凍結による転倒災害が大変目立っています。春が近づいているとはいえながらも、降雪・積雪・凍結の危険はまだありますので、適切な除雪、凍結防止剤散布、「凍結転倒注意」掲示、防滑性の高い靴・滑り止めバンドの装着などを推奨しましょう。

これも「労働時間」に当たりますので、お忘れなく！！
～労働時間は適正に把握しましょう（その2）～

前号では労働時間の適正把握の方法をご案内しました。今月号ではその前提となる労働時間の考え方を「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき説明します。

【ガイドラインのポイント】 ※ 詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

労働時間とは、「使用者の指揮命令下に置かれている時間」のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。

具体的には、次のような時間も労働時間として取り扱わなければなりません。

- ① 使用者の指示により、命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務づけられているユニフォームへの着替えなど）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を行った時間
- ② 使用者の指示（上記のとおり、黙示の指示を含む。）があった場合には即時に業務に従事することを求められていて、労働から離れることが保障されていない待機の時間（いわゆる「手待時間」）
- ③ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習などを行った時間

※ 以上は代表的事例であり、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱います。

一酸化炭素中毒が発生！ 換気には十分注意しましょう！！

平成29年12月下旬、刈田郡の事業場で、屋内で内燃機関付きの洗浄機を用いて清掃作業を行っていたところ、一酸化炭素中毒が発生しました。

災害発生原因は、屋内で換気をせずに内燃機関を使用したためであり、屋内に一酸化炭素が滞留し、高濃度となり被災したものです。

同種災害を防止するためには、

- ① 自然換気が不十分な場所では、内燃機関を有する機器を使用しない
- ② 内燃機関を有する機器をやむを得ず使用する場合は、換気設備を設け、必要な換気量の確保を図る。また、一酸化炭素の濃度を測定できる機器を備え付け、内燃機関を使用したり、以前に使用していた屋内などでの作業開始前及びその後の作業中に測定を行う（結果記録も必要）

といった対策を講じていただくようお願いします。



商業の皆様、「安全衛生管理自主点検」をお願いしています。

すべての労働災害のうちで第三次産業の占める割合が年々増加しており、中でも複数の店舗・施設を展開する企業で多くの災害が発生し、安全衛生担当者の未選任、安全衛生教育の未実施、安全通路の非設置など改善すべき事項が散見されることから、本社・本部主導による企業全体としての取組が求められるところ です。

このため、大河原署では、事業者の皆様が安全衛生管理活動の状況を自ら把握し、改善を図ることの一助として、商業における一定規模以上の事業場を対象に自主点検を実施中です。お願いした事業者の皆様には円滑な実施とその後の改善、当署あて報告をよろしくお願いいたします。なお、自主点検結果については安全衛生の基礎資料として情報提供させていただく予定です。

安全衛生管理年間計画を策定しましょう

効果ある自主的な安全衛生管理活動のためには、1年間を通しての実行でき、活動したことに対するリターンを実感できる「安全衛生管理年間計画」を策定し、労使一丸となって取り組むことが重要です。

「安全衛生管理年間計画」は、①基本方針、②目標、③年間重点事項、④月別実施事項で構成されます。

これまで取り組んでいなかった場合には思わぬ効果を生むかもしれません。是非如何でしょうか？

- 1 明確な基本方針：経営トップ自らが労働災害防止にどのような基本方針で臨むのかを「安全衛生方針」として明確に意思表示し、労働者に訴えかけることが重要です。
- 2 安全衛生目標：基本方針に関連して、全員が努力し責務を果たすことで達成可能な取組内容、数値目標などを設定すると、全体としてのモチベーションが上がる傾向が高いようです。
- 3 重点事項と実施事項：現場からの意見吸上げ、過去の災害、パトロール結果、ヒヤリハットなどから職場の問題点、改善すべき事項を把握し、年間を通じたプロセスを大事にしながら、安全衛生目標達成のための具体的事項をお考えください。実施時期に無理は禁物です。

安全管理者、衛生管理者、産業医などの選任は計画的に！

3月～4月は退職・転勤などが多い時期となります。安全管理者、衛生管理者、産業医などの選任が必要な事業場においては、各管理者の異動により有資格者が不在となり、管理者未選任の状態とならないよう有資格者の増員、計画的な人員配置などを図っていただくようお願いします。

なお、各管理者を選任した際は、遅滞なく、様式第3号による選任報告書を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署あてご提出願います。

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。